

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する件	六九
○ 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件	六九
○ 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件	六九
○ 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	六九
○ 林業種苗法により生産事業者の登録をした件	六九
○ 入会林野整備計画を適当と決定した件	六九
○ 道路の区域を変更する件二件	六九
○ 道路の供用を開始する件	六九
○ 福島県選挙管理委員会	六九
○ 漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	六九

告 示

福島県告示第八百九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。）第二十六条第二項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十一年福島県告示第五百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二十七日から施行する。

平成二十八年十二月二十七日

第一の第二号中「及び第三項」を「、第三項及び第十二項」に改める。
 第二中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成十九年総務省告示第六百十八号）」を「統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。
 第二の次に次のように加える。
 第三 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

（私学・法人課）

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第八百十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。
 なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見を提出することができる。

平成二十八年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所 所長 土居 健太郎
 福島県福島市栄町十一番二十五号A X Cビル六階
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 福島県相馬郡飯館村蔵平字蔵平百九十九番、二百一番、二百二番及び二百三番
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の
 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第五号に規定する廃油の焼却施設兼同条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設 二基
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の
 廃油
 廃プラスチック類
- 5 申請年月日
 平成二十八年十二月十二日
- 6 縦覧場所
 (一) 福島県相馬地方振興局県民環境部環境課
 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

- (一) 飯館村住民課
福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢五百八十番地一
- (二) 南相馬市市民生活部生活環境課
福島県南相馬市原町区本町二丁目二十七番地
- (三) 浪江町ふるさと再生課
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二
- (四) 浪江町役場二本松事務所総務課
福島県二本松市北トロミ五百七十三番地
- 7 縦覧期間及び縦覧時間
平成二十八年十二月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで（福島県の休日
を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前
九時から午後五時まで
- 二 意見書の提出に係る事項
- 1 提出期限
平成二十九年二月十日
- 2 提出先
福島県相馬地方振興局県民環境部環境課
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
- 3 意見書の記載事項（いずれも日本語で記載すること。）
(一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表
者の氏名
(二) 対象事業の名称
(三) 具体的な利害関係の内容
(四) 生活環境の保全上の見地からの意見

（産業廃棄物課）

福島県告示第八百一十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項
の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつ
た。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二
十八年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称	住所又は所在地	貸借権の設定等を受ける者	貸借権の設定等を受ける 土地	認可申請 年月日
佐久間 敏	二本松市杉沢字馬船		二本松市西新殿字細田二	平成二八年

豊田 雅夫	一六五 南相馬市原町区本陣 前一丁目五五―一B 一〇五	〇七ほか三筆	一二月九日
		南相馬市原町区馬場字台 八七―一	同 日

（農業担い手課）

福島県告示第八百一十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項
の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
平成二十八年十二月二十七日

農用地利用配分計画の概要

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称	住所又は所在地	貸借権の設定等を受ける土地
株式会社 カ トウファーム	福島市大笹生字横堀 一―一	福島市大笹生字寺田三―一ほか三筆
丹治 正志	福島市平石字山発田 一	福島市平石字大縄一七―一ほか六筆
齋藤 正弘	福島市平石字白砂五 六	福島市平石字四ヶ一 三二ほか三筆
齋藤 貴裕	福島市平石字白砂四 六	福島市平石字十ヶ一 三〇ほか一筆
農事組合法人 アグリ大日	二本松市原セ大畑一 八六	二本松市原セ日照田二六六―一ほか八 筆
堀 雅昭	郡山市三穂田町駒屋 字北原五六	郡山市三穂田町駒屋一丁目一六ほか一 筆
須賀 豊一	郡山市三穂田町富岡 字田宿下六九	郡山市三穂田町富岡字本丸八三

稲福 由梨	吉田 和人	伊藤 富徳	有株式会社 ロンティア	株式会社 グリフィール ド矢吹	株式会社 ぶくま商会	芳賀 紀幸	濱尾 文博	木農園 有株式会社 鈴	株式会社 本 田農園	宍戸 孝美	佐久間 清一	佐藤 キヤ子
田村市滝根町神俣字	田村市船引町桐山字 西ノ内三〇四	郡山市三穂田町富岡 字中屋敷八	郡山市三穂田町富岡 字住ノ内七一一二	郡山市田村町岩作字 駒形一〇七一一	郡山市小原田三十八一 二	郡山市田村町下行合 字朝日舞九一一一	郡山市富久山町八山 田字北久保一	郡山市田村町大供字 向一七三	郡山市湖南町福良字 畑ノ前二五三四	郡山市西田町丹伊田 字万才光内三八一	郡山市三穂田町富岡 字一本杉一〇	郡山市三穂田町富岡 字本郷二四
田村市滝根町神俣字入新田六四一一	田村市船引町桐山字追越三八九一一	郡山市三穂田町富岡字道銘八二ほか七 筆	郡山市三穂田町富岡字一本杉一六〇ほ か四十四筆	郡山市田村町守山字田向四五〇ほか五 筆	郡山市田村町下行合字船場前二五ほか 二筆	郡山市田村町下行合字前田一四三ほか 十二筆	郡山市喜久田町堀之内字一本木二七 三ほか二筆	郡山市田村町大善寺字中山田四二六	郡山市湖南町福良字上大豆田一一ほか 十三筆	郡山市西田町木村字ナカハサマ三八三 ほか二筆	郡山市三穂田町富岡字北ノ内八四ほか 八筆	郡山市三穂田町富岡字北ノ内八三

福島	株式会社 吉 野家ファーム	吉田 義勝	株式会社 吉 野家ファーム 福島	小山 伸正	森合 文夫	本田 努	豊田 実	村上 功一	村上 光宏	古川 武弘	古川 修一	株式会社 ミ ツヤ	入新田一五六
福島	白河市表郷金山字竹 ノ内三五	白河市表郷金山字南向 田四〇	白河市表郷金山字竹 ノ内三五	須賀川市舘ヶ岡字雁 俣六九	須賀川市舘ヶ岡字本 郷一〇六一二	須賀川市矢沢字花畑 二四	須賀川市矢沢字杉菜 池下七七	須賀川市矢沢字中ノ 内六	須賀川市矢沢字木曾 一二	須賀川市矢沢字竹ノ 内八〇	須賀川市矢沢字竹ノ 内八四	須賀川市矢沢字竹ノ 内八九	須賀川市矢沢字竹ノ 内八九
東白川郡棚倉町大字金沢内字新割一ほ か十三筆	白河市表郷三森字沖内三ほか十二筆	白河市東栃本字後栃本四九ほか三筆	須賀川市仁井田字池ノ上六三一ほか 五筆	須賀川市舘ヶ岡字重郎内三九〇一二ほ か一筆	須賀川市矢沢字新木曾前二ほか十一筆	須賀川市矢沢字和久入一〇七ほか七筆	須賀川市矢沢字竹柄山五四ほか三筆	須賀川市矢沢字和久東二五ほか十四筆	須賀川市矢沢字旗門場一五八一ほか 三筆	須賀川市矢沢字木曾六〇ほか八筆	須賀川市矢沢字滝原二四五一二ほか十 六筆	須賀川市矢沢字滝原二四五一二ほか十 六筆	

鈴木 清久	白井 康友	小山 要一	渡部 健光	菊地 要一	永井 國雄	本田 武史	長谷川 泰	星 貴士	農事組合法人 あかい農場	農事組合法人 会津ひらつか農園	株式会社 くまのもり樂農
会津若松市河東町谷	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八	会津若松市大戸町大字高川乙二〇七	会津若松市大戸町上三寄香塩一一三三	会津若松市門田町大字徳久字竹之元五六九	会津若松市高野町大字界沢字界沢四一	会津若松市一箕町大字八幡字墓料五七	会津若松市湊町大字赤井字赤井三三〇	会津若松市湊町大字赤井字赤井三七四一	会津若松市湊町大字赤井字赤井三八	会津若松市高野町平塚一〇	会津若松市湊町大字共和字村東二〇七一
会津若松市河東町谷沢字新八百苺一三	会津若松市大戸町上雨屋一一九四ほか一筆	会津若松市大戸町上雨屋一一九四ほか二筆	会津若松市大戸町上雨屋一一八三ほか四筆	会津若松市門田町大字年貢町字大道西六二ほか三筆	会津若松市高野町界沢三二四ほか六筆	会津若松市一箕町大字八幡字石部五五一一	会津若松市湊町大字赤井字正金二七九	会津若松市湊町大字赤井字廟所一六九	会津若松市湊町大字赤井字九内四二八一ほか六十筆	会津若松市高野町平塚一五一ほか九筆	会津若松市湊町大字共和字村東一九一ほか三筆

古川 悟	農事組合法人 ニューわくわくファーム	土屋 勇雄	齋藤 昭一	日下 忍	手代木 久司	坂内 和彦	坂内 伸明	渡部 榮	木村 吉孝	五十嵐 敬一	渡邊 市雄	沢字京手二三
耶麻郡猪苗代町大字堅田字相名目一六五	耶麻郡猪苗代町字名家道下九四三	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字壺下二二五	耶麻郡猪苗代町大字三郷字上大作五三七〇	耶麻郡猪苗代町字上屋敷一九六七	会津若松市北会津町真宮六二二三	会津若松市北会津町館一	会津若松市北会津町館二二二	会津若松市北会津町館二二三	会津若松市北会津町真宮六五七	会津若松市河東町大田原字村東一八	会津若松市河東町熊野堂字櫓六三一	会津若松市河東町熊野堂字北千石五九一ほか五筆
耶麻郡猪苗代町大字中小松字三百苺内七三三一ほか九筆	耶麻郡猪苗代町字渋谷一五ほか十八筆	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字諏訪前一九	耶麻郡猪苗代町大字三郷字上大作五三七六ほか四筆	耶麻郡猪苗代町字丸山二ほか五筆	会津若松市北会津町真宮字稲荷宮一 一ほか十一筆	会津若松市北会津町出尻字川原八ほか十四筆	会津若松市北会津町出尻字川原一一	会津若松市北会津町宮ノ下字仏具田一三一一	会津若松市北会津町出尻字出川九一二ほか一筆	会津若松市河東町福島字東面八〇ほか二筆	会津若松市河東町熊野堂字北千石五九一ほか五筆	

江花 章	江花 勝定	渡部 源一郎	瀧口 信哉	二瓶 大	遠藤 悟朗	吉田 善幸	株式会社 イゴ農園 ダ	株式会社 島農場 福	佐藤 仁	五十嵐 利昭	高橋 利彦	九
喜多方市塩川町会知 字大町甲五二	喜多方市塩川町会知 字大町甲一三	喜多方市塩川町会知 字大町甲二八	喜多方市塩川町会知 字大町甲八一六一一	喜多方市塩川町会知 字荅町甲八一六一一	喜多方市熱塩加納町 山田字津野丙六三二	喜多方市熱塩加納町 山田字津野丙五九六	喜多方市一本木下 七八一七	喜多方市岩月町宮津 字下村前四八一	喜多方市岩月町宮津 字西ノ後一五四一	喜多方市豊川町米室 字綾金一二〇	喜多方市上三宮町吉 川字下三宮一九一一	
喜多方市塩川町会知字大川原一三	喜多方市塩川町会知字深町一〇九 か四筆	喜多方市塩川町会知字内屋敷一―一ほ か四筆	喜多方市塩川町会知字八ツ口一〇八ほ か二十二筆	喜多方市塩川町会知字沼一五三ほか一 筆	喜多方市熱塩加納町山田字道上一五ほ か三筆	喜多方市熱塩加納町山田字栗生沢一六 ほか三筆	喜多方市熱塩加納町山田字湯坂一三ほ か七筆	喜多方市岩月町喜多方字稲村東四ほか 九筆	喜多方市岩月町宮津字笹ノ上一〇七― 一ほか十一筆	喜多方市豊川町米室字綾金南三ほか二 筆	喜多方市上三宮町吉川字大畑六〇ほか 六筆	

福愛夢 農事組合法人 会津赤べこ	蓮沼 哲	株式会社 ルス古川 ア	近藤 勇雄	江花 裕二	赤崎 政司	初山 美枝子	佐々木 長徳	大原 久孝	五十嵐 初雄	大竹 博男	字岩田甲四七〇―一
河沼郡会津坂下町大 字高寺字窪倉二五七	河沼郡会津坂下町大 字金上字東村八四	河沼郡会津坂下町大 字字内字北中甲一八 〇七	河沼郡会津坂下町大 字見明字村中一三六 一	河沼郡会津坂下町大 字青津字馬喰丁一一 六	河沼郡会津坂下町大 字中泉字屋敷添六六 六	喜多方市塩川町五合 字金森甲五四三―一	喜多方市塩川町五合 字金森甲五五二	喜多方市塩川町五合 字金森甲五五〇	喜多方市塩川町大田 木字上屋敷五九	喜多方市塩川町大田 木字田原三〇	
河沼郡会津坂下町大字高寺字小苗代一 五ほか十三筆	河沼郡会津坂下町大字金上字東村二〇 三ほか十一筆	河沼郡会津坂下町大字字内字寺内二二六 六ほか八筆	河沼郡会津坂下町大字見明字中田二一 四ほか四筆	河沼郡会津坂下町大字青津字西川原一 〇六ほか十一筆	河沼郡会津坂下町大字中泉字和泉川原 六七	喜多方市塩川町五合字高水口二〇―一 ほか二筆	喜多方市塩川町五合字高水口一四ほか 四筆	喜多方市塩川町五合字高水口五ほか一 筆	喜多方市塩川町大田木字地生作二〇	喜多方市塩川町大田木字角田七	

株式会社 ハウス 米	河沼郡会津坂下町大 字坂本字糠塚乙一 四七	河沼郡会津坂下町大字坂本字大沢七 か六筆
齋藤 文範	河沼郡会津坂下町大 字見明字村中一四五 一	河沼郡会津坂下町大字大上字原田甲一 〇一三一―ほか五筆
二瓶 義典	河沼郡会津坂下町大 字御池田字小池六六	河沼郡会津坂下町大字御池田字御池二 三ほか八筆
五十嵐 寛敬	河沼郡会津坂下町大 字中泉字屋敷添四〇	河沼郡会津坂下町大字中泉字外新田一 九二三―ほか九筆
鈴木 敏夫	河沼郡会津坂下町大 字勝大字村中四七〇 二	河沼郡会津坂下町大字字内字村北乙五 二五ほか十六筆
小池 秀昭	河沼郡会津坂下町大 字青津字本丁七四一 一	河沼郡会津坂下町大字青津字村西九四一 一ほか二筆
有限会社 会 津みずほ農場	河沼郡会津坂下町字 市中二番甲三五九〇	河沼郡会津坂下町大字御池田字御池六 一
渡辺 清栄	河沼郡会津坂下町大 字高寺字舟渡四六六 二	河沼郡会津坂下町大字御池田字御池二一 一ほか五筆
齋藤 信次	河沼郡湯川村大字勝 常字代舞一七八九	河沼郡湯川村大字勝常字東二六ほか十 一筆
高橋 勝昭	河沼郡湯川村大字勝 常字代舞一七四五	河沼郡湯川村大字勝常字西二四〇―一 ほか七筆
有限会社 角 田ミルクプラ ント	南会津郡南会津町大 橋字船場一一三六	南会津郡南会津町大橋字船場二四ほか 百九筆

土橋 正幸	南会津郡南会津町木 伏字西居平一〇五一	南会津郡南会津町木伏字三本木二二
五十嵐 和	南会津郡南会津町木 伏字清水畑一三九	南会津郡南会津町水根沢字上ミ原一三 ほか三筆
農事組合法人 グリーンファイ ム磯部	相馬市磯部字大浜二 〇八	相馬市磯部字山信田一八六六ほか四十 二筆
佐藤 紀男	相馬市岩子字坂脇六 二	相馬市岩子字岩子東一六六一―ほか一 筆
仁田 芳久	相馬市日下石字一北 田五四三―二	相馬市赤木字一里壇三四五ほか三筆
阿部 賢仁	相馬市新沼字神明前 一八九	相馬市赤木字込沢三二八
鈴木 孝一	相馬市新沼字一反田 二三六一―五	相馬市赤木字込沢三四三
荒 徳吉	相馬市北小泉字寺前 二六	相馬市赤木字込沢三六二ほか三筆
鈴木 政利	相馬市石上字一丁田 三八	相馬市石上字蛭沢一七一―ほか二筆
横山 義幸	相馬市岩子字大迫四	相馬市岩子字岩子東一三四
堀内 義幸	相馬市磯部字手ノ沢 三二八	相馬市磯部字手ノ沢七〇八ほか二筆
農事組合法人 更生農園め ぐみ	南相馬市原町区北長 野字山居前一一二	南相馬市原町区北長野字北原田一二二― 一ほか四十九筆
塚野 静枝	南相馬市原町区上北	南相馬市原町区上北高平字西高松八七

菅野 清久	相馬郡新地町今泉字 浜畑一四一一	相馬郡新地町今泉字武井二六六ほか九 筆	四ほか十三筆
八巻 賢次	相馬郡新地町駒ヶ嶺 字塔場一七一	相馬郡新地町駒ヶ嶺字菅谷前三二ほか 八筆	
石田 初男	相馬郡新地町小川字 中畑二六	相馬郡新地町小川字山畑二〇一一ほか 四筆	
林 成徳	相馬郡新地町大字真 弓字水神六五	相馬郡新地町大字真弓字閭崎三二ほか 五筆	
佐藤 文雄	相馬郡新地町駒ヶ嶺 字原九九一〇	相馬郡新地町谷地小屋字中浜田一八二 ほか十九筆	
有限会社 恵 みのファーム	相馬郡新地町谷地小 屋字館前二六三	相馬郡新地町谷地小屋字館前一三〇一 一ほか十五筆	
目黒 廣忠	相馬郡新地町大字埴 木崎字木崎二五五	相馬郡新地町大字埴木崎字熊野四四四	
星 和博	相馬郡新地町駒ヶ嶺 字原田五八	相馬郡新地町駒ヶ嶺字高田東六	
農事組合法人 ファーム永 井	いわき市三和町上永 井字大平田一六五	いわき市三和町上永井字作一七七ほか 三筆	
佐藤 耕士	いわき市遠野町入遠 野字天王七三一	いわき市遠野町入遠野字中野六九ほか 三筆	

二 認可年月日
平成二十八年十二月二十七日

(農業担い手課)

福島県告示第八百十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり

生産事業者の登録をした。
平成二十八年十二月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 福島県五 六九	生産事業者の 氏名又は名称 及び住所 古川孝一 耶麻郡猪苗代 町大字蚕養字 小水沢甲二七 一二番地	種	生産事業の内容	事業所の所在地 耶麻郡猪苗代町 大字蚕養字小水 沢甲二七一二番 地	登録年月日 平成二八年一 月一六日
		穂	苗木		

(森林整備課)

福島県告示第八百十四号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定により、岩下入会林野整備組合長から平成二十八年九月十二日付けで申請のあった番屋入会林野整備計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年十二月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
番屋入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年十二月二十八日から
平成二十九年一月二十六日まで (三十日間)
- 三 縦覧場所
福島県農林水産部森林林業総室林業振興課、福島県南会津農林事務所森林林業部及び南会津町役場

(林業振興課)

福島県告示第八百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月二十七日

福島県告示第八百十七号

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平薄磯字小塚 三三番三地先から 同 市平薄磯字北ノ 作一五番地先まで	変更前 A 四・六〇 八二・〇〇	A 四・六〇 八二・〇〇	一、三三二〇・〇
		変更後 B 一四・〇〇 八二・〇〇	A 四・六〇 八二・〇〇	一、三三二〇・〇
			B 一四・〇〇 八二・〇〇	一、三二六〇・〇

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第八百十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松金屋線	本宮市糠沢字東禅寺一 三五番一地先から 郡山市西田町鬼生田字 日向三五八番一地先ま で	変更前 A 四・九〇 三三・二二	A 四・九〇 三三・二二	二、〇六一・六
		変更後 B 九・〇〇 一一四・二二	A 四・九〇 三三・二二	二、〇六一・六
			B 九・〇〇 一一四・二二	二、一九〇・九

(道路計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成二十八年十二月五日現在において、次のとおりである。
 平成二十八年十二月二十七日

平成二十八年十二月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五百四十五

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年十二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道二本松金屋線	本宮市糠沢字八幡二八番一地先から 郡山市西田町鬼生田字日向三五八番一地先まで	平成二十八年十二月二十七日

(道路計画課)